

NPO法人制度の税制改正に関する要望書

2010年6月14日

NPO/NGOに関する税・法人制度改革連絡会

2001年10月1日から、認定特定非営利活動法人制度（認定NPO法人制度）がスタートして、既に8年半が経過しました。この制度は、市民や企業が、NPO法人にいつでも寄附しやすくするよう税制上の支援を行うもので、日本社会においてますます重要性を増すNPO活動を発展させていくために極めて重要な制度であると、期待しているところです。

認定NPO法人制度はこれまでに7回改正していただいております。最新の平成22年度改正では、実績判定期間の特例措置延長や認定手続きの簡素化、審査期間の短縮などを実現していただきました。また、税制調査会に設置された市民公益税制プロジェクト・チームでは、制度創設以来の抜本改正となる画期的な中間報告書をまとめていただきました。ご尽力に心より御礼申し上げます。

以前の内閣府の調査では、約4万あるNPO法人の8割が認定NPO法人制度を認知し、約半数が認定NPO法人となることを希望しているにもかかわらず、多くの団体が「認定要件を満たせない・申請書類が煩雑・スタッフや時間の不足」などの理由で、認定申請が進んでいません。制度創設後8年半で、申請数は延べ486件にとどまっています。

その結果、現在でも、認定を受けたNPO法人はわずか146法人（2010年6月1日現在）にすぎません。この数字は、約4万あるNPO法人のわずか0.4%でしかなく、ほとんどの団体にとって、認定が受けられないという状況が続いています。また、約4割の20県は認定NPO法人が一つも存在しない「認定NPO法人空白県」であり、約半数が東京都に集中している点と合わせ、著しい地域間格差を生んでおります。改善していただいておりますが、認定要件が厳しく、かつ煩雑であることが原因となり、まだ実効性のある制度にはなっていないのが実状です。

国民が官に依存せず、お互いに助け合い・支え合いながら、社会参画を実現していくためには、日本の寄附文化を飛躍的に発展させる必要があります。NPOや市民活動の活動基盤として、多くのNPO法人が認定NPO法人制度を活用し、より一層社会に貢献できるよう中間報告に基づいたインパクトのある抜本的な改革が不可欠です。寄附税制も大幅な拡充が必要です。

そのために、市民公益税制プロジェクト・チーム中間報告内容の実現に向けた具体的制度設計をはじめ、ぜひ以下の事項を実現していただきたく、要望をいたします。

要望事項 概要

寄附税制の拡充

1. 所得税の寄附金控除制度において税額控除方式（控除率：寄附金額の50%・控除上限額：所得税額の25%）を創設し、所得控除方式との選択制とすること
2. 寄附金控除において年末調整での適用を認め、繰り越し控除制度を導入するなど寄附者の利便性を向上させること

認定 NPO 法人制度の抜本的な改正

3. 事業型 NPO 法人なども認定を受けられるよう、新しいパブリック・サポート・テスト（3千円以上の寄附者が100人以上）を導入するなど認定要件を変えること
4. 米国のような「仮認定制度」を導入し、NPO 法人立ち上げ時でも優遇税制が活用できるようにすること
5. 認定 NPO 法人の情報公開を強化し、市民による「事後チェック」方式へ切り替えると共に、改善命令後の認定取り消しなど事後チェックの手続きを整備すること
6. 今年度末で期限を迎える特例について、本則化など必要な措置を講じると共に、その他要件の見直しを行うこと
7. みなし寄附金制度の控除限度額を、学校法人・社会福祉法人・更生保護法人並みの所得金額の50%（または200万円）へ引き上げること
8. 認定主体（現行：国税庁長官）と認定事務（現行：国税庁・局）について、地方団体等へ移管を行うこと
9. 認定 NPO 法人制度の規定（現行：租税特別措置法）を特定非営利活動促進法（NPO 法）または新法に移行すること

その他、寄附税制拡充や NPO 法人税制改正を実現

10. その他寄附税制の拡充や NPO 法人税制改正などを行うこと

【要望事項】

寄附税制の拡充

1 . 所得税の寄附金控除制度において税額控除方式（控除率：寄附金額の 50%・控除上限額：所得税額の 25%）を創設し、所得控除方式との選択制とすること

現行の所得税における寄附金控除制度は、認定 NPO 法人への寄附金を所得金額から差し引く所得控除方式となっています。所得控除方式は高所得者に有利な制度です。市民が公益を担う社会の実現には、広く国民にメリットのある制度を目指すべきです。寄附金を所得税額から差し引く税額控除方式を創設し、低中所得者にもメリットのある寄附税制を創る必要があります。ぜひとも、下記項目の実現をお願いいたします。

- 所得税の寄附金控除制度において税額控除方式（控除率：寄附金額の 50%・控除上限額：所得税額の 25%）を創設し、所得控除方式との選択制とする

2 . 寄附金控除において年末調整での適用を認め、繰り越し控除制度を導入するなど寄附者の利便性を向上させること

現在は、寄附金控除を受けるためには、給与所得者（サラリーマン）であっても確定申告することが求められます。一般の給与所得者が確定申告を行うことは敷居が高くなっています。税額控除導入による、寄附のすそ野の拡がりを最大化するためには、同時に利便性の向上も不可欠です。

また、現行の方式では、年度末（年末）になって所得が確定してから、やっと寄附金控除の限度額や損金算入の限度額が分かる仕組みとなっています。このため、年度末（年末）にならないと安心して寄附できなくなっています。一方、米国では 5 年間の繰り越し控除が認められています。

より実効性の高い寄附金控除制度に向けて、下記項目の実現をお願いいたします。

- 給与所得者が年末調整で寄附金控除を行えるようにする
- 所得税・法人税において、寄附金の 5 年間にわたる繰り越し控除制度を導入する

認定 NPO 法人制度の抜本的な改正

3. 事業型 NPO 法人なども認定を受けられるよう、新しいパブリック・サポート・テスト（3千円以上の寄附者が100人以上）を導入するなど認定要件を変えること

内閣府の調査によると、認定要件中、最も満たすことが困難なのがパブリック・サポート・テスト（PST）となっています。介護保険事業や障害者自立支援事業を行う NPO 法人をはじめ、事業型 NPO 法人（対価収入の割合が多い法人）は認定が受けにくいという課題も残っています。

また、身近な地域で福祉やまちづくりなどに活躍している NPO 法人を支援するため、これらの法人と接する地方自治体の自主性・独自性を活かした制度設計が望まれます。これは地域主権（地方分権）を推進する観点からも重要です。

これら課題の解決のため、下記項目の実現をお願いいたします。

【新しいパブリック・サポート・テスト（絶対値方式）の創設】

- 事業型 NPO 法人なども認定が受けやすくなるように「3000円以上の寄附者が100名以上いること」との新しいタイプのパブリック・サポート・テストを創設する。
- 新しい PST の設計に当たっては、特に地方の NPO 法人の実態に配慮する

【地方団体による条例指定 NPO 法人の認定要件一部免除】

- 地方団体が個人住民税の寄附金税額控除の対象として条例に基づき独自に指定した NPO 法人については PST 要件等を求めないこととする

4. 米国のような「仮認定制度」を導入し、NPO 法人立ち上げ時でも優遇税制が活用できるようにすること

現在のパブリック・サポート・テストでは、一定の寄附金収入が必要となっています。しかし、実際の寄附金収入は少ないのが現状です。寄附金控除対象でない初回申請団体にとって、この要件はかなり高いものとなっています。結果として「これから寄附を集めていこう」という団体が寄附税制を活用できなくなっています。より多くの団体が立ち上げ時から寄附税制を活用し、成長していけるよう、下記項目の実現をお願いいたします。

- 米国のような「仮認定制度」を導入して、多くの NPO 法人に認定への機会を広げる
- 仮認定期間は3年とする。仮認定要件は簡素とし、申請時判定とする。
- 制度の乱用を防止するため、仮認定団体が、本認定をクリアできない場合は、その後3年間再申請できないなど過重にならない程度の条件を付ける。

5. 認定 NPO 法人の情報公開を強化し、市民による「事後チェック」方式へ切り替えると共に、改善命令後の認定取り消しなど事後チェックの手続きを整備すること

現在は、認定 NPO 法人が情報公開のため税務署に提出した報告書類は、所轄の税務署に行かなければ閲覧できず、手続きも煩雑です。寄附先の選定や市民による監視に有効とは言えません。「事後チェック」方式で重要となる情報公開が不十分です。

一方で、認定の取り消し要件の内、「役員・親族・特定法人の割合制限要件」などについては、認定 NPO 法人側が最大限注意していても、第三者法人の合併などにより、意図せずして抵触してしまう事例が発生しています。現在の制度では、一時期でも認定の取り消し要件に抵触した場合、救済措置がなく、いきなり認定は取り消されてしまいます。これは新公益法人制度と比較しても、非常に厳しい措置となっています。

これらの解決のため、下記項目の実現をお願いいたします。

- 現在の報告書類中、閲覧対象書類をインターネットでも閲覧・コピー可能にして、認定 NPO 法人の情報公開を強化する
- 認定取り消しは原則として改善命令の後、一定期間内に改善がみられない場合に行うとの手続きを新たに設けるなど、事後チェック体制を整備する
- 制度を悪用した悪質な認定 NPO 法人は、迅速に認定を取り消す規定を盛り込むなど悪用抑止を図る

6. 今年度末で期限を迎える特例について、本則化など必要な措置を講じると共に、その他要件の見直しを行うこと

平成 22 年度末に、現行制度の「実績判定期間の特例措置(原則 5 年が 2 年でも可)」、「PST の寄附収入割合の特例(3 分の 1 が 5 分の 1 に)」、「PST における小規模法人の特例(一定要件で匿名・少額寄附の除外が不要に)」が適用期限を迎えます。特に実績判定期間と PST の寄附収入割合については、活用事例も多く、団体側から感謝の声が沢山届いております。今回の抜本改正を機に、本則化が必要です。仮認定制度の導入を伴い、本認定の実績判定期間が原則 5 年では、仮認定期間を超えて判定される事例も発生してしまいます。

また、他に活動対象に関する要件で「特定著作物」規定や「会員等」の定義が問題になっている他、事業活動要件では積立金や基金の扱いが課題となっております。

ぜひ、下記項目の実現をお願いいたします。

- 「実績判定期間の特例措置」は本則化し、初回の本認定における実績判定期間は 2 年(認定有効期間は 5 年)とする 仮認定から本認定を受ける際も同様とする
- 「PST の寄附収入割合の特例」は本則化し、現行 PST の寄附収入割合は 5 分の 1 とする
- 「PST における小規模法人の特例」は本則化する
- 活動対象に関する要件(共益活動要件)の特定著作物要件の廃止や「会員等」の定義厳格化(役員・社員に限定)を行う
- 事業活動に関する要件において、施設建設などに向けた積立金・基金の設置を特定非営利活動事業支出と明確に認める

7. みなし寄附金制度の控除限度額を、学校法人・社会福祉法人・更生保護法人並みの所得金額の50%（または200万円）へ引き上げること

現在、認定 NPO 法人が受けられるみなし寄附金の控除限度額は、所得金額の20%となっています。しかし、認定 NPO 法人と同様に所得税の寄附金控除対象となっている社会福祉法人では所得金額の50%、公益社団・財団法人では所得金額の50%または公益目的の事業に使用・使用予定の金額（実質100%も可能）が認められています。認定 NPO 法人のみ20%に設定されていることは、制度的に不公正であり不合理です。ぜひとも下記項目の実現をお願いいたします。

- みなし寄附金の控除限度額を、学校法人・社会福祉法人・更生保護法人並みの所得金額の50%または200万円へ引き上げる

8. 認定主体（現行：国税庁長官）と認定事務（現行：国税庁・局）について、認証事務を行う地方団体等及び政令市への移管を行うこと

平成22年度改正にて、相談窓口は全都道府県の47ヶ所まで拡充していただき、大変感謝しております。しかし、今年度以降も申請後のやり取りは国税局と行われるため、まだ十分とは言えません。また、国税当局への相談・申請は心理的ハードルが高く、躊躇する団体も多いのが現状です。

一方で、NPO 法人の認証を行っている所轄庁は、普段から団体と接する機会があり、情報も多く、より審査しやすいと思われます。また、所轄庁であれば法人格と優遇税制のワンストップ・サービスが可能で、身近な窓口が大幅に増加します。情報公開も「認証」と「認定」双方を一括して公開可能で、制度の透明性が向上します。

地域主権を推進する観点からも、ぜひ、下記項目の実現をお願いいたします。

NPO 法人の認証権限は政令（指定）都市まで移譲される方向（地域主権戦略会議）

- 認定主体と認定事務について、認証事務を行う地方団体等及び政令市への移管を行う
- 移管に際しては、地方団体等の負担に配慮し支援を行うと共に、裁量的な認定が行われないように留意する
- 地域の NPO 支援センターなど民間での相談体制を支援する

9．認定 NPO 法人制度の規定（現行：租税特別措置法）を特定非営利活動促進法（NPO 法）または新法に移行すること

現在、認定 NPO 法人制度は、租税特別措置法（租特法）で規定されており、租税特別措置（租特）の一種となっています。しかし、租特法は本来、時限的な政策税制を規定すべきものです。租特は複雑で難解なものとなっており、NPO 関係者の理解を妨げています。

昨年の税制調査会でも租特の見直しが行われ、租特透明化法が制定されています。NPO 法人に対する支援税制を、市民活動を支える基盤として恒久的に位置付けるためにも、租特法ではない NPO 法や新法にて、しっかりと規定することが必要です。

現在は税法である租特法で規定されているため、認定申請や書類作成を税理士以外がサポートすることができません（税理士法の規定）。移行することで、税務書類から外れ、地域の NPO 支援センターなど幅広い支援も可能になります。

また、事後チェック体制においても、税法である租特法に比べ、説明要請や改善命令、認定取消などの手続きを制度設計しやすくなります。ぜひ、租特法から NPO 法または新法への移行をお願いいたします。

- 認定 NPO 法人制度の規定を租税特別措置法から特定非営利活動促進法または新法へ移行する
- 移行に際しては、要件や手続きなどを極力法律で明記する

その他、寄附税制拡充や NPO 法人税制改正を実現

10．その他寄附税制の拡充や NPO 法人税制改正などを行うこと

< 認定 NPO 法人優遇税制の拡充 >

受取利子・配当等の源泉税は、公益社団・財団法人と同様に非課税とすること

受取利子、配当等の源泉税については、公益社団・財団法人では非課税とされているのに対し、認定 NPO 法人では課税とされています。制度的に不公正な状況を考慮し、ぜひ下記項目の実現をお願いいたします。

- 認定 NPO 法人の受取利子・配当等の源泉所得税は、非課税とする

< 寄附税制の拡充 >

地方自治体が個人住民税寄附金控除対象 NPO 法人を条例で独自に指定可能にすること

平成 20 年度税制改正により、都道府県・市区町村は所得税の寄附金控除対象（認定 NPO 法人・特定公益増進法人への寄附金など）の中から、個人住民税の控除対象を条例で指定することが可能になりました。しかし、現在条例で指定できるのは、認定 NPO 法人のみで、一般の NPO 法人は指定できません。身近な地域で福祉やまちづくりなどに活躍している NPO 法人を支援するため、ぜひ下記項目の実現をお願いいたします。

- 地方自治体が、個人住民税の寄附金税額控除制度について、所得税の控除対象寄附金

の範囲を超えて、NPO 法人への寄附金を条例により指定できる仕組みを導入する
個人住民税の寄附金控除の適用下限額を 2 千円（現行：5 千円）へ引き下げること

平成 22 年度税制改正において、所得税における寄附金控除の適用下限額は、従来の 5 千円から 2 千円へと引き下げられました。寄附のすそ野を広げる上で、重要な改正であり、感謝しております。しかし、個人住民税の寄附金税額控除においては、適用下限額が 5 千円となっています。寄附のすそ野を広げるために、ぜひ下記項目の実現をお願いいたします。

- 個人住民税の寄附金税額控除の適用下限額を現行の 5 千円から 2 千円へ引き下げる

法人寄附金の損金算入限度額を所得の 10%までに引き上げること

企業における CSR（企業の社会的責任）の推進や NPO 側の積極的な働きかけの成果もあり、最近では「寄附付き商品・サービス（商品価格の数%を NPO などに寄附するもの）」や企業による NPO への助成・寄附も盛んになってきています。こうした民間が民間を支える仕組みを促進し、日本の寄附文化を大きく発展させるためにも、下記項目をお願いいたします。

- 法人寄附金の損金算入限度額（現在は所得の 5%程度）を 10%へ引き上げる

法人の消耗品・棚卸資産など現物寄附は全額損金算入可能にすること

現在の税法では、企業は消耗品や棚卸資産で不要となったものを廃棄した場合は全額損金扱いですが、認定 NPO 法人に寄附をした場合には、損金算入限度額の枠内でしか損金として扱えません。このため、不要な資源の有効利用ができない状況になっており、寄附の促進のみならず、環境保全や循環型社会形成の観点からも問題があります。ぜひ、下記項目の実現をお願いいたします。

- 法人が消耗品や棚卸資産を認定 NPO 法人に寄附をした場合は、全額損金算入可能にする

認定 NPO 法人への寄附は、みなし譲渡所得課税を自動的に適用除外とすること

現在、みなし譲渡所得課税の適用除外は、公益社団・財団法人や特定一般法人（非営利型）は明示的に認められていますが、認定 NPO 法人は明確ではありません。また、実際の適用には厳しい要件のクリアと煩雑な手続きが必要です。認定 NPO 法人の中には、ナショナルトラスト活動やホームレス・DV 被害者支援施設の設定活動など不動産や建物の寄附が、非常に重要となる団体も多くなっています。少子高齢社会においては、不動産の相続と共に、不動産の寄附も増加が確実です。ぜひ、下記項目の実現をお願いいたします。

- 認定 NPO 法人も「みなし譲渡所得の非課税」の適用対象であることを明示し、煩雑な手続きなしに自動的に適用されるものとする

米国のような信託を活用した寄附促進税制の導入を行うこと

今後加速する少子高齢社会では、信託制度を活用した寄附や助成など社会貢献の促進が重要になってきます。現在、信託制度には「公益信託制度」が設けられていますが、未だ主務官庁制が残っている上、公益信託税制は公益信託 / 特定公益信託 / 認定特定公益信託の3区分と大変複雑で、最上位の認定特定公益信託でないとならば個人の寄附金控除が認められないなど不十分で使いづらい税制となっています。信託を活用した NPO への助成や寄附を促進するために、ぜひ、下記項目の実現をお願いいたします。

- 市民の寄附や社会貢献を促進できる信託(寄附信託・社会貢献信託)の普及に向けて、これらの信託に関する寄附優遇税制を導入する
- 公益信託制度を見直し、市民の社会貢献活動を促進できるような実効性のある制度へ改正する
- 複雑で厳格となっている公益信託税制の見直しを行い、寄附税制拡充を行う

< NPO 法人税制 >

「収益事業」の定義を厳密にした上で明確化すると共に、実質的に寄附とみなせるものは収益事業に該当しないものとする

現在、NPO 法人は税法上の収益事業を行った場合、所得に法人税が課税されます。収益事業は「列挙された34業種に該当し、継続して事業場を設けて営まれるもの」と規定されていますが、曖昧で分かりづらい上に NPO 法人側に厳しく規定されています。

「地域福祉のため、年6回開催されるチャリティバザー」や「世界的に高名な音楽家を招いて開催したチャリティコンサート」、「海外支援のための書き損じハガキの収集・換金」に課税されているのが現状です。人々の善意を基にして得た活動資金が、税務負担で減少し NPO 法人の資金難に拍車をかけています。ぜひとも、下記項目の実現をお願いいたします。

- 税法上の収益事業の定義を厳密にした上で、明確化する
- 寄附された不用品のチャリティバザーなど、実質的に寄附とみなせるものは収益事業に該当しないものとする

地方税においては、用途により不動産取得税・固定資産税は非課税とすること

現在の地方税法では、公益社団・財団法人や社会福祉法人、一般社団・財団法人などには、不動産の用途に応じて不動産取得税の非課税措置が設けられています。また、固定資産税においても、これら法人には同様の非課税措置が設けられています。しかし、NPO 法人に対しては、公益法人等に認められている両税の非課税措置が、認められておりません。NPO 法人の中には、保健・福祉や社会教育、環境保全など土地・建物の取得が活動発展の鍵となる分野も少なくありません。ぜひ、下記項目の実現をお願いいたします。

- 用途により NPO 法人の不動産取得税・固定資産税は非課税とする